

## 貸付要件等に関する確認書

公募者氏名又は名称							
賃借権の設定等を受ける者が、賃借権の設定等を受けた後において、次の1～4の要件に合致する者であること。							
1	耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。						
2	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。						
3	その農業経営の資本装備が農用地等の効率的効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること。						
4	その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること。						
賃借権の設定等を受ける者が、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合は、次の1～4の要件に合致する者であること。							
1	その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。						
2	その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。						
3	その農業経営の資本装備が農用地等の効率的効率的利用の観点からみて適当な水準であること、又は貸付けを受ける農用地等で耕作を開始するまでに適当な水準になる見込みがあると認められること。						
4	その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画における農用地利用計画に定める用途に従って利用することが確実であると認められること。						
貸付要件適否		適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適
※1 5	農地所有適格法人の要件を満たしており、かつ状況等について確認した結果、適格者であると判断する。						
※2貸付相手方適否		適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適	適 ・ 不適

※1は、貸付相手方が農地所有適格法人の場合に記載して下さい。

※2は、県公社が記載しますので記載しないで下さい。